

アーク・ケア・サポート運営規程

(訪問介護・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 一般社団法人アーク・ケアが開設するアーク・ケア・サポート（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護〔指定第1号訪問〕事業（以下「指定訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、もって要介護状態（要支援状態）にある利用者又は事業対象者に対し指定訪問介護〔指定訪問型介護サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定訪問型介護サービス〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

1. 指定訪問介護については、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 指定第1号訪問事業については、利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - (1) 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - (2) 訪問型サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - (3) 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関へ情報の提供を行う。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アーク・ケア・サポート
- (2) 所在地 生駒市俵口町694-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2. 5名以上
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 (窓口対応の営業日および営業時間)
月曜日～金曜日までとする。
定休日 土・日・国民の祝日 8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日とする。
- (2) 営業時間 平日午前9時～午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービス提供日 365日 (但し、12月29日～1月3日は除く相談により利用可能)
- (5) サービス提供時間 午前9時00分～午後6時00分まで (但し、時間外は相談により利用可能)

(指定訪問介護等の提供方法と内容)

第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画書の作成
- (2) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、その他(必要な身体の介護)
- (3) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他(必要な家事)
- 2 第一号訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(回数単位/月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割・3割の額とする。
 - (1) 訪問型サービス個別計画等の作成
 - (2) 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他(必要な家事)
 - (3) 身体介護に関する内容
 - (4) 第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)
 - 一 訪問型サービス(I)・・・1週に1回程度(月5回) 訪問型サービス(IV)(月4回)
 - 二 訪問型サービス(II)・・・1週に2回程度(月9回) 訪問型サービスV(月8回)
 - 三 訪問型サービス(III)・・・1週に3回程度(月13回) 訪問型サービスVI(月12回)

第1号訪問事業(サービスA)

訪問型サービス・・・週1回～3回程度のサービスが必要とされた場合

3 体調の悪い訪問介護員の交代基準

訪問介護員が次のいずれかに該当する場合には医師の認定する期間中は勤務を交代させる。

- (1) 開放性の結核に罹患した場合
- (2) 法定伝染病に罹患した場合
- (3) 同居人が上記アまたはイに罹患し、本人の罹患が疑われる期間
- (4) その他勤務を停止する事が適当と医師が認めた場合。

4 予定していた訪問介護員が訪問できなくなった場合の対応手順

訪問介護員が体調を崩し、担当勤務が難しい場合は、できるかぎり担当サービスの前日のケア確認までに事業所の管理者に報告する。

- (1) 訪問介護員より報告を受けたサービス提供責任者は、体調の悪い訪問介護員に休むよう指示し、直ちに他の訪問介護員に連絡して交代できる訪問介護員を手配する。
- (2) 事業所の管理者は、利用者に担当訪問介護員が訪問できない旨伝え、代わりの訪問介護員の氏名を伝え了解を得る。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（※1）とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額（※2）とする。

（※1）「厚生労働大臣が基準に定める額」（※2）「介護保険負担割合証に記載された割合の額」

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（1）事業所から片道10キロメートル未満 100円

（2）事業所から片道10キロメートル以上 200円以降1キロ増えるごとに100円

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料記載した領収書を交付する。

4 指定訪問介護等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス利用明細書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、生駒市(高山町・鹿畠町・鹿ノ台・北田原・南田原町・ひかりが丘除く)奈良市(学園・富雄・伏見・あやめ池地区)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康診断等を定期的に実施し健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとす

る。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定訪問型介護予防サービス〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第15条 事業所は、サービスを提供した際サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度、記録をする。

- 2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。

(身分を証する書類の携行)

第16条 事業所は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供日から5年間保存する。
- 6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は 一般社団法人アーク・ケアが開設するアーク・ケア・サポートと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は令和5年6月1日より施行する。

別紙

料 金 表

1 指定訪問介護

サービス内容	円	
身体介護		
30分未満		
30分以上1時間未満		
1時間以上1時間半未満		
1時間半を超えて30分を増すごとに		* 3級課程修了者の場合 70 / 100
生活援助		
20分以上45分時間未満		
45分以上		

- * 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合 25%増し
- * 深夜（22：00～6：00）の場合 50%増し
- * 訪問介護員2名派遣の場合 200/100

1 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（※1）とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額（※2）とする。

(※1) 「厚生労働大臣が基準に定める額」

(※2) 「介護保険負担割合証に記載された割合の額」

2 第1号訪問事業（生駒市・奈良市）

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月/1日あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス I (1月につき)	週1回程度のサービス（月5回） が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	円	円	円	円
訪問型サービス IV (1日につき)	週1回程度のサービス（月4回） が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	円	円	円	円

訪問型サービス II (1月につき)	週2回程度のサービス（月9回） が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	円	円	円	円
訪問型サービス V (1日につき)	週2回程度のサービス（月8回） が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	円	円	円	円
訪問型サービス III (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合（月13回） (事業対象者・要支援2)	円	円	円	円
訪問型サービス VI (1日につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合（月12回） (事業対象者・要支援2)	円	円	円	円

(2) 第1号訪問事業（サービスA）の利用料（生駒市）

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1日あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスI (1日につき)	週1回～3回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	円	円	円	円

(3) 第1号訪問事業（介護予防緩和型サービス）の利用料（奈良市）

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1日あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスI (1日につき)	週1回～3回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	円	円	円	円

- 1 第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（※1）とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額（※2）とする。
 - (※1) 「厚生労働大臣が基準に定める額」
 - (※2) 「介護保険負担割合証に記載された割合の額」
- 2 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。
- 3 月途中で要支援度が変更となった場合にも日割り計算を行う。